

事 業 主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長



## 住民票住所による届出について

平素より健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 150 号)が令和 5 年 12 月 8 日に施行され、健康保険組合等において、個人番号(マイナンバー)の登録を正確かつ迅速に行うため、「被保険者資格取得届」の提出にあたり、被保険者の住所は「住民票住所」の記載が必須となりました。

これに伴い、氏名等の 5 情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)についても、住民票に記載されている内容の記入をお願いいたします。

つきましては、下記の点にご留意のうえ届出いただきますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 住所管理について

当健康保険組合では、医療費通知等を自宅宛に送付していることから、引き続き「居所(実際に住んでいるところ)」の管理も必要となり、「住民票住所」及び「居所」の住所管理を行うこととなりました。

各届出等の詳細は以下のとおりです。

#### 2. 被保険者「資格取得届」【様式変更(別添)】

令和 6 年 1 月 1 日以降に提出する資格取得届において、個人番号のほか住民票に記載されている5 情報(漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所)を記載してください。

#### 記入の際の注意点

住民票に記載の住所と完全一致が必要となります。

○ 「1丁目1番地1号」 × 「1-1-1」

※「字・大字」、「マンション名」等の省略も不可

漢字氏名においても、住民票氏名と一致することを必ず確認してください。

例) (高、高) (斉、斎、齋) (崎、崎) 等

#### 届書

「住民票住所」及び「居所」を記入できる「資格取得届」(別添)を作成しました。

「住民票住所」と「居所」が同じ場合には、居所の記入は不要です。

当組合で配付している複写式の「資格取得届」等、住所欄が1行の届書においても、引き続き提出可能です。この場合、住所欄には「住民票住所」を記載してください。「住民票住所」と「居所」が相違している場合は、「資格取得届」と併せて「住所変更届」(別添)にて「居所」の届出を提出してください。

#### 電子媒体

上記届書と同様、「住民票住所」を入力の上、「居所」が相違している場合は、「住所変更届」にて「居所」の届出を提出してください。

#### 海外居住者等

国内に住民票住所がない方については、「資格取得届」の住所欄「理由」に○をつけてください。

この場合、「居所」の届出を提出してください。(事業所住所可)

#### 外国籍の方の届出

従来、外国籍の方の氏名欄はカタカナ表記も可としておりましたが、住民票氏名がローマ字表記の場合は、ローマ字で届出してください。

外国人通称名が住民票に記載されている場合には、通称名で「資格取得届」の届出が可能です。

#### ローマ字氏名の文字数が多い方

保険証に記載する文字数に制限があるため(下記参照)、記載できる範囲内の文字数で希望する氏名を「資格取得届」に記入してください。

「資格取得届」と併せて「ローマ字氏名届」【新設(別添)】において住民票に記載のあるローマ字氏名を届出してください。

【保険証に記載できる文字数(スペース込)】

氏名欄 全角 13 文字 半角 26 文字 カナ氏名欄 半角 25 文字

### 3. 被保険者・被扶養者「住所変更届」【様式変更(別添)】

「住民票住所」、「居所」の住所管理が必要になったことにより、様式を変更いたしました。

#### 記入の際の注意点

住民票住所欄については、住民票に記載の住所と完全一致が必要となります。

被保険者と被扶養者の「居所」において、「同居から別居」「別居から同居」となる住所変更の届出があった際、別途「別居届」または「同居届」の提出が必要になる場合があります。

この場合、「仕送り額の証明できる書類」「収入証明」等の添付が必要になる場合があります。

「別居届」「同居届」は被扶養者異動届を使用してください。

#### 4. 被扶養者(異動)届

##### 住所欄

「居所」を記入してください。(扶養認定の際に、同居・別居による実態把握が必要なため。)

添付書類として提出いただいている住民票で「住民票住所」を確認します。

この場合、被保険者住所等が当組合の登録住所と相違している場合には、別途「住所変更届」を提出してください。

##### 氏名欄

住民票に記載されている氏名を記入してください。

##### 外国籍の方の届出

##### ローマ字氏名の文字数が多い方

上記「被保険者資格取得届」と同様の取扱いとなります。

#### 5. 現在加入中の方

##### 住民票に記載されている住所及び氏名等と当組合の登録に相違がある場合

上記に該当する方の、変更・訂正の届出は現在のところ不要です。

(変更・訂正を希望される方は、届出を提出してください。)

しかし、現在当組合で実施している、加入者にかかる個人番号(マイナンバー)の登録情報等の点検において、確認対象者となった場合には、別途確認依頼をさせていただきます。

今後、当組合事業においてマイナンバー制度における情報連携を活用することとなった場合には、既存加入者の住民票住所管理を行うことも想定されますが、その際にはあらためて通知いたします。